

ハイパーメディカル **プラス**

業務災害総合保険
病気補償の特約のご案内

大切な従業員の
治療と仕事の
両立支援に!



病気補償が
うれしい!
従業員の
福利厚生に!



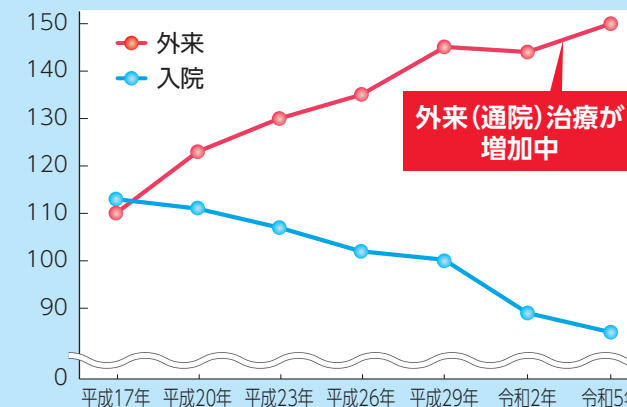
大切な従業員のために

貴社の福利厚生に治療と仕事の両立支援をプラス!!
そのプログラムとして、

ハイパーメディカル **プラス** は
いかがですか?

がんの治療は「入院」から「通院」へ

■がんの入院・外来受療率の推移
(人口10万対)



「令和5年 患者調査の概況」(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/23/index.html>)
を加工して作成

仕事を持ちながらがんで通院している人

■国民生活基礎調査に基づく推計

2010年 約**32.5**万人
↓
2022年 約**49.9**万人



「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
令和6年3月版(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001179451.pdf>)
を加工して作成

～充実の病気補償!～

ハイパーメディカル **プラス** 3つの特長

- 特長1** 個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償します。
- 特長2** 保険料は年令・性別に関わりなく、貴社の事業内容および売上高により決定します。
- 特長3** がんの通院治療費用を実費で補償することにより、**治療と仕事の両立支援をサポート**します。

従業員が健康を保ち、より長く活躍できるように



よくあるお問い合わせ

「健康サポートサービス」もお役に立ちます。



がん治療と仕事の両立支援サービス

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

従業員向けサービス

がん治療をされていて就業中またはこれから就業復帰される方へ、医師・保健師・看護師・心理カウンセラー・社会保険労務士等がチームとなり、職場への伝え方や利用できる各種支援制度についてアドバイスします。

企業向けサービス

人事労務ご担当者へ、がんに関連された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスをいたします。



復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。

休職中の傷病手当金など社会保障について知りたい。

がんによる休職期間の目安を知りたい。



ご注意 事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限ります。



セカンドオピニオンアレンジサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

・セカンドオピニオンの手配…納得できる治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。

・専門医療機関への受診手配…通院先では対応できない専門的治療が必要と主治医に言われた時、対応できる医療機関を探し、受診手配します。(未治療^{※1}の疾患に限られます。)

・「ドクターが薦める専門医」の情報提供…相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医^{※2}のプロフィール情報をご提供します。

※1 原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません。

※2 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されティーペック(株)が運営する「ドクターオプドクターズネットワーク[®]」の評議員会において推薦・選考された専門医。



他の治療方法はないのか、相談したい。

手術することになったが、他に選択肢はないの？

高度な医療が必要らしい。どうしたらいいの？



24時間健康相談(健康相談サービス)

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

ご利用例



夜中に受診できる病院を知りたい。

どの診療科を受診すべきか相談したい。



メンタルケアカウンセリングサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

ご利用例



人前にでるのが怖い。

夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

- これらのサービスは、ティーペック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- 国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

Q1

病気を補償する特約の補償対象者(被保険者)の範囲は？

病気を補償する特約については、事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイトの方が対象となります。

対象

事業主、**常勤**の法人役員、**社員**、**常勤**のパート・アルバイト

対象外

非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

(※) **常勤**とは…

病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

Q2

原発性がんの診断確定後、その原発性がんの通院治療、入院治療を両方行った場合は、どのように補償されますか？

通院期間は「がん通院医療費用保険金」の補償対象となり、入院期間は「疾病入院医療費用保険金」の補償対象となります。

例



※上記は補償対象となる保険金のイメージ図であり、「がん通院医療費用保険金」および「疾病入院医療費用保険金」の補償内容、支払条件により上記と異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

※原発性がんにより先進医療・患者申出療養を受けた場合は、「がん先進医療等費用保険金」と「疾病先進医療等費用保険金」のどちらも補償対象となり、「がん先進医療等費用保険金」から優先して保険金が支払われますが、実際のご負担額を超えて支払われることはありません。

Q3

保険金はだれに支払われますか？

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。なお、お支払金額、お支払先などを従業員ご本人に書面でご案内いたします。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

有限会社クロハ・エージェンシー
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚1-61-15-409
TEL: 03-3299-9683
E-mail: info@kuroha-ag.co.jp



大切な従業員のための福利厚生

従業員の病気入院の補償として、**実費補償**をご用意しました。

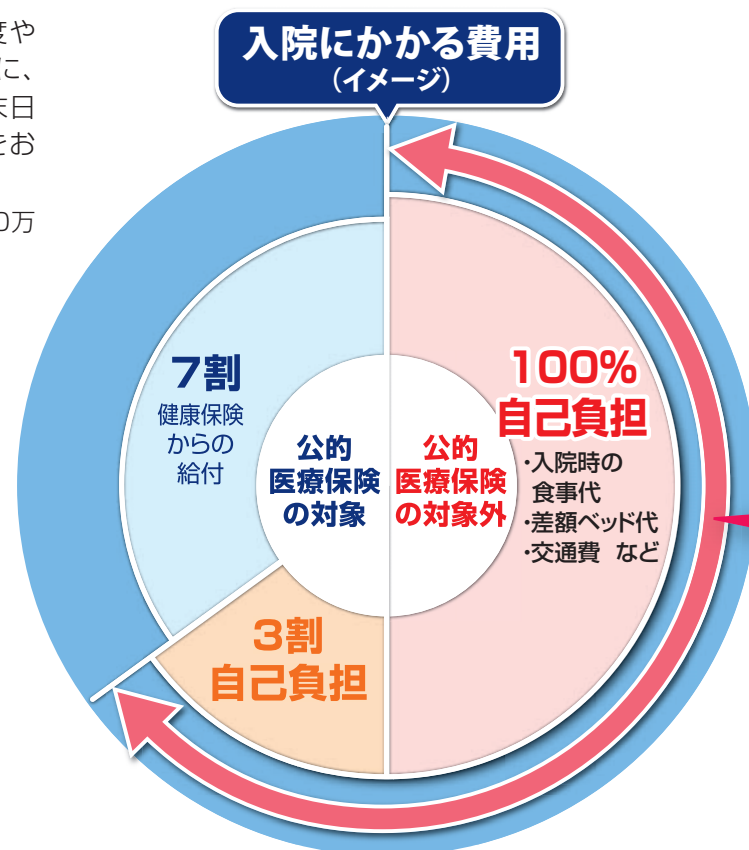
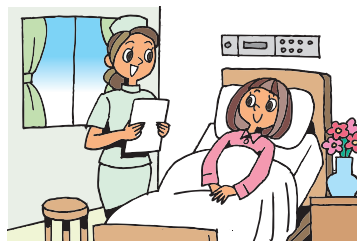
*その他に日額補償や手術補償(オプション)もあります。詳しくは、業務災害総合保険のパンフレット等をご覧ください。

実費補償

疾病入院医療費用保険金 最高**200万円**限度

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合に、その入院を開始した日から365日目の月の末日までに負担した右ページ①～⑦の費用などをお支払いします。

(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)

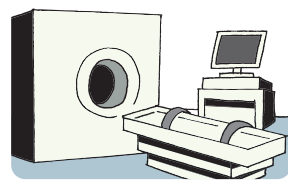


疾病先進医療等費用保険金 最高**200万円**限度

保険期間中に先進医療(※3)または患者申出療養(※4)を受けた場合に、負担した次の費用を補償します。(通院の場合も対象となります。)

(1回の療養につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)

- **技術料**: 先進医療(※3)または患者申出療養(※4)の技術に係る費用をお支払いします。
- **交通費**: 先進医療(※3)または患者申出療養(※4)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。
- **宿泊施設の客室料**: 先進医療(※3)または患者申出療養(※4)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)

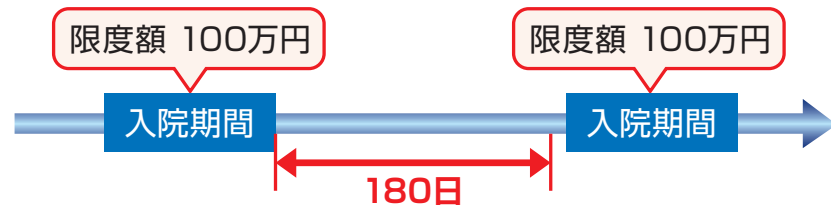


退院して数か月後に再発した場合のお支払について

同一の病気により2回以上入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再び開始した入院は新たな病気による入院とみなします。

※ご契約を継続し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円ご契約の場合



1 入院時の治療費

入院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

2 食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。

3 差額ベッド代

差額ベッド代を[ご契約の金額(1万円・2万円・3万円のいずれか)×入院日数]を限度にお支払いします。

4 交通費

入退院・転院時の交通費をお支払いします。

5 諸雑費

諸雑費として入院1日につき1,100円(2024年9月現在)をお支払いします。病衣レンタル費、通信費などに充ていただけます。

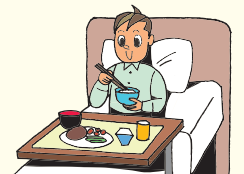
6 親族付添費(※1)

親族付添費として1日につき4,200円(2024年9月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。



7 ホームヘルパーの雇入費用など

ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用(※2)、保育所への預入費用(※2)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。([1.5万円×雇入・預入日数]限度)



(※1) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。

(※2) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。

(※3) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

(※4) 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいい、患者申出療養を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。



保険金をお支払いできない主な場合

● 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気

ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。

- むちうち症・腰痛などのうち、画像検査などで異常が認められないもの
- 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)
- 故意または重大な過失
- アルコール依存・薬物依存
- 自殺行為
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

プラ



大切な従業員のための治療と仕事の両立支援

「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」は、
「疾病入院医療費用保険金および疾病先進医療等費用保険金」とセットでお引き受けします。

がん通院医療費用保険金

最高300万円限度

保険期間中に原発性がん^(※1)と診断確定され、その治療^(※2)を直接の目的として公的医療保険制度を利用して日本国内で通院をした場合に、支払対象期間中^(※3)に負担した次の費用などに対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき300万円が限度)

- 通院時の治療費**：通院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。
お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

がん先進医療等費用保険金

最高500万円限度

保険期間中に原発性がん^(※1)と診断確定され、その治療^(※2)を直接の目的として、先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)を受けた場合に、支払対象期間中^(※3)に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。
(1回の支払対象期間につき500万円が限度)

- 技術料**：先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)の技術に係る費用をお支払いします。
- 交通費**：先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。
- 宿泊施設の客室料**：先進医療^(※4)または患者申出療養^(※5)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)

(※1) 原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。
 (※2) 原発性がんおよびその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。
 (※3) 支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。
 ア、原発性がん(※1)が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間
 イ、原発性がん(※1)が診断確定された日からその日を含めて730日目(約2年)の属する月の末日までの期間
 (※4) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
 (※5) 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいい、患者申出療養を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

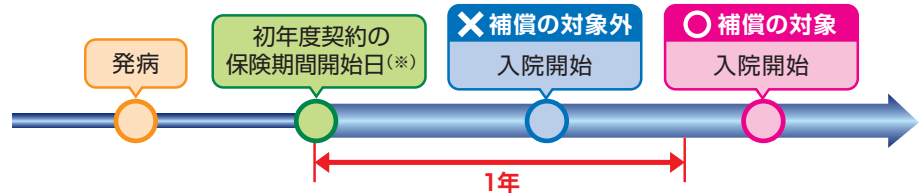


ご契約時のご注意

① 保険期間の開始前に発病していた病気の入院等について

ご注意

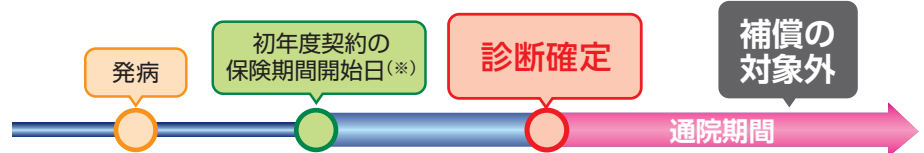
「疾病入院医療費用保険金および疾病先進医療等費用保険金」において、初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に発病していた病気の治療を目的とする入院等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。



② 保険期間の開始前に発病または診断確定された原発性がんについて

ご注意

「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」において、初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に発病していた原発性がんは、保険金のお支払いの対象とはなりません。



ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

- ① そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合
- ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

③ 再発・転移により生じたがんについて

ご注意

「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」において、初年度契約の保険期間開始日の前に発病していた原発性がんの治療、またその再発・転移により生じたがんの治療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

④ 継続契約について

ご注意

継続契約とは、弊社において同一の特約(同一の保険金)が連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。病気を補償する特約をセットされている場合においては、直前に弊社以外の保険会社で同種の契約を締結されていたときでも、継続契約とみなせる場合があります。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた原発性がんおよびその再発・転移
- ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。
- ① そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合
 - ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。
 - 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。